

サービス推進室では、医療安全に関する情報を収集し、看護現場で役立つポイント等を付加して提供しています。それぞれの現場に応じた点検ツールとしてお役立てください。

## No.1

### 厚生労働省より、「保険医療機関等において本人確認を実施する場合の方法について」の通知がされました。

2020年1月10日に厚生労働省より、「保険医療機関等において本人確認を実施する場合の方法について」<sup>1)</sup>の通知とその留意点についてのQ&A<sup>2)</sup>が公表されました。今回の通知は、他人の被保険者証を流用した受診が行われないよう、医療機関等に本人確認を義務付けるものではないとし、継続する「受診する患者の医療

- ❖ 特別永住者証明書
- ❖ 官公庁が顔写真を貼付した書類(身体障害者手帳等)

厚生労働省  
「保険医療機関等において本人確認を実施する場合の方法について」より引用

「保険医療機関等において本人確認を実施する場合の方法について」に関するQ&A<sup>2)</sup>では、医療機関で本人確認をすべきかどうかの判断基準や留意点などが示されています。その中で、掲示用の一例として本人確認のリーフレットも示されていますので、是非ご確認ください。

《参考資料やURLについて》

<sup>1)</sup>厚生労働省 保険医療機関等において本人確認を実施する場合の方法及びその留意点について(最終アクセス:2020/02/17)

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T200130S0010.pdf>